

変更 (12月27日)

子ども食堂及び子育て世帯への食品配送事業に対する支援金の申請期限を変更します。
なお、申請方法に変更はありません

(変更前)

令和4年12月28日まで

※ただし、今後新たに実施する事業については、令和5年3月31日まで



(変更後)

令和5年3月31日まで

(広報資料)



令和4年7月15日

京都市子ども若者はぐくみ局

〔担当: 子ども若者未来部子ども家庭支援課〕

電話: 075-746-7625

子ども食堂及び子育て世帯への食品配送事業に対する支援金の支給について

この度、京都市では、長引くコロナ禍に引き続く原油価格や物価が高騰する状況下においても、子ども食堂や子育て家庭への食品配送に取り組む団体が安定的に取組を実施していただけるよう、子ども食堂及び子育て世帯への食品配送事業に対する支援金の支給を実施しますので、お知らせします。

1 概要

(1) 支給対象団体

以下の対象事業を行う、市内に本拠地のある団体・グループ

(2) 支給対象事業

以下の子ども食堂または子育て家庭への食品配送事業

(共通)

- ・ 利用者負担が無料または低廉であること
- ・ 令和4年度中に継続して事業を実施していること
(ただし、年度途中に開始した事業も含む)

(子ども食堂)

- ・ 1回当たり平均5食以上提供していること
- ・ 食事の提供にあたっては、以下に掲げる事項を実施していること
(ア) 厚生労働省が発信している「子ども食堂における衛生管理のポイント」に留意し、子どもの食物アレルギーの有無等について必要な配慮を行っていること
(イ) 京都市食品衛生法等の施行に関する要綱に基づく必要な届出を行っていること

(子育て家庭への食品配送事業)

- ・ 1回当たり平均20世帯以上に配送していること

(3) 給付額

事業分類	支給金額	要件1	要件2
子ども食堂	100,000円	月複数回実施	・ 支援金は給付対象事業のみに使用すること ・ 令和4年度中に消費すること
	50,000円	月1回程度実施(※)	
子育て家庭への食品配送事業	500,000円		

※定期的な開催ではなく、夏休みなどの長期休暇期間に集中して実施する場合は、年間12日の開催があれば、月1回程度実施とみなす。

(4) 申請期限

令和5年3月31日

~~令和4年12月28日まで~~

~~※ただし、今後新たに実施する事業については、令和5年3月31日まで~~

(5) 申請方法

以下の URL 又は二次元コードから様式をダウンロードし、必要事項を記載のうえ御提出ください。

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000300297.html>



2 提出先・問合せ窓口

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地1 井門明治安田生命ビル2階

京都市 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課 企画担当

TEL 075-746-7625